

那 霸 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年度（2023年度）第20回（定例会）

署名人 安里恒男

教育長 山城良嗣

開催日時 令和6年（2024年）2月7日（水）

開会 午後2時30分

閉会 午後2時59分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、稲森恵子副参事、幸地英子主幹

【学校教育部】名嘉原安志部長、石川泰江副部長

（学校教育課）松原伸一課長、備瀬純子副参事、仲村海主任主事

議事日程

- 1 議案第36号 那覇市立教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】
- 2 議案第37号 那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について

【学校教育課】

山城教育長      それでは令和５年度第２０回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案が２件となっております。会議録の署名は、安里委員にお願いいたします。

                    それでは、これより審議に入りたいと思います。議案第３６号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。生涯学習部 安次嶺副部長、お願いします。

安次嶺副部長    議案第３６号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由を説明いたします。令和６年度教育委員会の組織改正に伴い、部、課等の設置、事務分掌及び職名等の規定について整備を行うため、この案を提出するものであります。詳細につきましては、総務課より説明いたします。

山城教育長      それでは総務課、お願いします。

平良課長          よろしくお願いいたします。令和６年度の教育委員会の組織改正に伴いまして、部、課等の新たな設置、分掌事務及び職名等の新たな規定について整備を行うことが必要となっております。そのため、この案を提出しております。詳細は、担当よりご説明いたします。

山城教育長      お願いします。

幸地主幹          お願いいたします。資料の１ページから３ページまでが規則改正の新旧対照表となっております。４ページ以降に参考として改正前の規則を添付しております。ではまず、改正理由についてですが、令和６年度教育委員会組織改正及び定員再配置の決定に伴い、新たに職や室を設置し、分掌事務を見直すことと、あわせて所要の文言を修正するため、本規則を一部改正するものとなっております。詳細としましては、教育委員会では、令和６年度教育委員会組織定員管理運営方針に基づいて、令和６年度の組織改正を行いました。昨年１２月１５日に開催されました第１６回教育委員会会議で、「令和６年度教育委員会組織改正及び定員再配置について」報告しましたとおり、今回、学校教育課の分掌事務を平準化し、学校の働き方改革を推進するため、学務課振興グループを学校支援室として再編しております。事務局等が担当する職の設置、事務分掌、職名、職位及び職務等の組織に関することや室の新設と室長の配置については、那覇市教育委員会の組織等に関する規則に定める必要がございます。次年度、新たに学務課内に学校支援室を設置し、また、学校教育課分掌事務を見直して、その一部を学務課へ移管することにより、規程内容に変更が生じることから一部改正をいたします。あわせて所要の文言の修正を行うことにつきましては、現在、学務課が行っている支援のうち、特別支援教育就学奨励費に関連するものとなっております。援助対象者は特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者及び通常の学級に在籍する学校教育法施行令第２２条の３に該当する児童生徒の保護者となっているため、実態に合わせて文言を修正いたします。改正内容につきましては、次の５点となっております。１点目、学校支援室の設置につきましては、資料１ページ目第５条の学務課の室

として追加しております。2点目としまして、新たな職として、保健師と主任保健師を設置することについては、第15条第2項、第19条及び第20条に追加しております。3点目、学校教育課の分掌事務のうち、学校の衛生管理に関することと日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関することについて、学務課の分掌事務として変更しております。4点目、学務課の分掌事務として、新たに学校事務の改善に関することを追加しております。5点目、学務課分掌事務7、特別支援学級就学奨励費に関するものを、特別支援教育就学奨励費に関するものに修正しております。説明は以上となります。

山城教育長      ただいま総務課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございますか。山城委員、お願いします。

山城委員      教えてください。1ページの第19条です。改正後のアンダーラインですけど、主任教育相談員、主任保健師、ここまでが1つの職名ですか。

山城教育長      お願いします。

幸地主幹      はい。職名としましては、主任教育相談員と主任保健師は別になりますけれども、表の改正方法として、間に空白がある場合には、前の文言から線を引くというルールになっておりまして、このような表記となっております。

山城委員      はい、分かりました。

山城教育長      ほか、どうですか。二木委員、お願いします。

二木委員      特別支援教育就学奨励費について、説明をお願いします。

山城教育長      よろしいですか。総務課でお願いします。

平良課長      お答えします。特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級または学校教育法施行令第22条の3に該当するお子さまが、教育を受けるための奨励費ということで、国が定めているものでございます。例えば、遠足の費用の半額を持ちますとか、そういったことになります。簡単に言うと特別支援学級に通っている子どもたちに対する助成の仕組みということになっていますが、インクルーシブ教育などがあり、通常学級の中でも、特別な支援が必要と就学支援委員会で認められた子どもたちは、この支援が届くことになっておりまして、それを学級という表記であったものを教育という表記に変わったということでございます。

山城教育長      特別支援学級の子どもたちだけではなくて、認定されたら通常学級に通っている子どもたちにも適用される。そのため学級は取って、特別支援教育という修正を加えたという事ですね。

二木委員      はい。わかりました。

山城教育長      ほか、いかがですか。安里委員、お願いします。

安里委員      担当からもございましたけれども、定員の再配置ということで、前回報告をいただきました。ありがとうございました。確認ですが、もし違いましたらご指摘ください。

教職員グループには、保健師が配置されているのが1人、それから小中一貫グループにも指導主事が1人付く。そして特別支援グループも教育相談員が1人付くということだと思います。そして学務課に行きますと、これまでの振興グループが学校支援室になって、ここに6名のメンバーが揃っていくと。質問としては、今回、教職員の負担軽減が最重要課題ということで、こういった再編がなされていると思いますが、教職員グループの保健師の役割についてお聞きしたいなということと、2つ目は、学校支援室は室長も置かれるということですけど、6名の中に現場からの方は誰もいないのかどうか。この2つ、教えていただきたいと思います。

山城教育長 2点に関して総務課、お願いします。

平良課長 お答えいたします。まず、教職員グループの保健師でございますが、業務内容として想定しておりますのは、主に教職員の復職支援に関わっていただきたいということを考えております。それ以外にも、これまで安全衛生関連でなかなか進まないところがありましたので、今は担当1人で行っておりますが、そこに保健師を加えることでより専門的な支援を広げて行きたいという考えがございます。そのため、産業医等と連携した相談活動なども行っていきたいと考えているところでございます。続きまして、学校支援室に指導主事の配置はございません。今回、学校支援室は小規模な増員という形になっておりまして、従来の学務課振興グループ4人の業務と、それにプラスして今後は学校の事務、例えば学校の徴収金や、それ以外の事務の改善などに取り組むことを想定しております。学校の働き方についてですけれども、今現在、タスクフォースなどが入っております、学校教育課にタスクフォースの担当がおります。そこで整理をしながら、学校の働き方改革については全課で押し上げていかなければならない部分がありますので、令和6年度では、このような形で推進していく体制を作っているところでございます。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 追加で質問ですけど、例えば、沖縄県の教育委員会では、たくさんの学校を抱えているので、働き方改革推進課を作っていますけれど、那覇市は独自の取り組みでやっ  
て行こうということで、この案はとても良いと思います。例えば、小中一貫グループで1人増えた、それから特別支援グループも教育相談員が1人増えた、というところは、小中一貫グループの業務負担軽減、あるいは、特別支援グループの業務負担軽減ということもあるかも知れないけれど、それよりも、そこを増やしたことによって、トータルの働き方改革につながっていきますよ、というのをどこかでお話をして行くということが重要なと思いました。そこで学校支援室ですが、いよいよ那覇市教育委員会も学校支援室を作ると言ったら、僕の個人的な主観でいくと、現場からも1人入っていくなあという印象。でも現場からは行かないんですね。そのメンバーの中でやり繰りをして行くという所が少し気になりました。これは致し方ない事情がある

と思うんですね。ということは、新規の予算で組まれている働き方改革のコンサルティング事業というのがありますけれども、これは、学校支援室が担当するということですか。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 予算要求は総務課で行っております。コンサルティングを入れて、今後学校の中で、また教育委員会の支援の中で、どのようにしてやって行けば良いのかということを、方向性を確認した上で対応して行くという形を考えておりますので、現時点では総務課で、そのコンサルティング事業を受け持つという事になります。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 先程、分掌事務の件で、学校の衛生管理に関することは学務課へ、つまりこれまで学校教育課がやっていたものを学務課にもってくる。教職員グループの中に保健師が1人入ってきますが、そこにも衛生管理もありますけど、この学校支援室と教職員グループの保健師の連携は、どのような感じになるのでしょうか。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 学校支援室の学校衛生については、学校保健法の中にある学校衛生基準、この事務を行うことになっておりますので、例えば、ごみの処理や空気の測定等そういった環境衛生の部分、学校支援室は担うということになります。

教職員グループの保健師でございますが、こちらは労働安全衛生法上に係る職員の健康状態の確認等を担います。職員の健康状態というのは学校保健安全法の中にもあり一部被る所はございますが、健康指導とかメンタルヘルスの指導とか、そういった援助になりますので学校教育課の教職員グループに保健師は配置しているという形になっております。そのような住み分けで事務分掌を行っていきます。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 丁寧な説明をありがとうございます。初めの一步ということで、この再編をやるだけでも結構、ご苦労したのかなと思います。後は、その働き方改革に向けて再編をしていて、それぞれの担当者も働き方改革を意識してやって行くんだと。例えば小中一貫であれば、そういった流れの中で先生方の負担軽減も意識しているんだとか、あるいは、特別支援もこだわりを持ったお子さんも多いので、1人増やすことによってもっと学校のサポートをしていきたいんだというところで、結果的には働き方改革にもつながっていくということだと思いますが、そのあたりをもう少し整理をして、学校現場におろして行く時には、PRしても良いのかなと思いました。以上です。

山城教育長 ご意見、ご要望ということでよろしく願いをいたします。学校支援室を立ち上げて来年度スタートしますが、先程、総務課から説明があったように、取り敢えず走らせて行って、学校教育課にあるタスクフォースの事務局であったり、あるいはコンサルティングが総務課にであったりということで、その部分を1年かけて整理をして行き

ながら、最終的なものを目指して行くということがあるのかなと考えていますので、しばらく温かく見守っていただけたらと思います。ただ、学校支援室というのは、少しネーミング的には、大きかったかも知れませんね。

安里委員       そう、大きいですね。その分期待も大きい。

山城教育長     期待を背負っていきましょう。お願いいたします。ほか、いかがですか。それでは質問等が出尽くしたようですので、議案第36号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員       異議なし。

山城教育長     異議なしということですので、議案第36号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決といたします。ありがとうございます。

それでは続いて、議案第37号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部改正する訓令制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長     よろしくお願いします。議案第37号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」、提案理由でございます。那覇市立小学校及び中学校職員の出退勤の記録について整理等を行うため、この案を提出いたします。詳細につきましては、学校教育課よりご説明いたします。

山城教育長     それでは学校教育課、お願いします。

松原課長       お願いいたします。資料の2枚目をご覧ください。こちらが今回、改正する規則の新旧対照表となっております。改正の趣旨としましては、第9条第1項の「所定の出勤簿に自ら押印しなければならない。」との文言から、「所定の方法により出勤時刻及び退勤時刻を自ら記録しなければならない。」と改正した点です。現在、教職員は出勤時に出勤簿の押印とあわせて、勤務時間管理の観点から出退勤務システムでの打刻も行っております。教員の負担軽減の観点から、今回の改正で出退勤の記録の整理を行い、出退勤システムを利用している教職員の出勤簿の押印を不要とするものです。すでに押印を廃止している他市町村を参考にして、出退勤システムからデータを出力し、エクセルで読み取ることで出勤簿を作成できるよう、新年度開始に合わせた稼働のため課内での作成を進めているところです。

第2項につきましては、一部出退勤システムの利用ができない職員がいらっしゃるため、出勤簿の押印についても新たに規定しております。また、校長会要請において、出勤簿の押印を早目になくしていただきたいとの要請があることから、那覇市職員服務規程を参考に一部改正を行うものとなっております。説明は以上です。よろしくお願いします。

山城教育長      ただいま学校教育課から説明がありました。この件について、ご質問ご意見等ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員      もう少し説明をいただきたいのですが、押印するのは出勤した時だけで、退勤の時には押印はしていない。退勤の時に打刻はしているので、退勤の時刻は管理されているということですね。現時点では。

山城教育長      学校教育課、どうぞ。

松原課長      現状としましては、出退勤システムが入る前は出勤簿の押印のみでしたが、出退勤システムが入ってからは、イメージしていただくと、職員室に入るとテーブルの上に出勤簿が並べられていて、その隣、あるいは少し離れた所で職員がカードをかざすと打刻される。打刻もして出勤簿に押印もする。退勤時には打刻するという、二度手間というか、二つあるわけですね。それに関して学校から要請がありまして、押印を省略できないかということがありましたので、今回、システムのみとするものでございます。以上です。

山城教育長      仲本委員、どうぞ。

仲本委員      この出勤簿は、今までは何の管理に使っていたのですか。

備瀬副参事      職員の1年間の勤務状況を紙ベースで管理するため、この日はお休みしているねとか、この日は早退しているねとか、先生方の出勤だけではなく各種の休暇申請等がございますので、事務がその都度、出勤簿に反映をして服務等の管理をするという形でしたが、課長からお話がありましたように二度手間ではあるので、紙ベースはなくして、出退勤についてはシステムで行います。ただし、お休みをとる時には、紙で申請をしていただきます。それを4月以降は、システムから抽出したエクセルデータを活用して紙状に出勤簿に見える形に起こして、休暇申請などをこちらのシステムで取り込んで作ろうということです。

仲本委員      紙ベースは印刷されるということですか。

備瀬副参事      そうですね。それを今作っている途中です。それに向けて、準備を整えているというところです。

仲本委員      分かりました。ありがとうございます。

山城教育長      ほか、いかがですか。安里委員、お願いします

安里委員      職員の勤務状況を把握するというのは凄く重要で、地方公務員法にもきちんと謳われているし、各市町村の教育委員会の条例等にも規定されている。これまでも教育委員会は打刻システムを導入したりとか、あるいは負担軽減のためにノー残業デーを設けたりとか、リフレッシュウィークですか、そのような感じでかなり取り組みがなされていると思います。この示された改正の中で、第9条の2「教育長が指定した職員」とあります。ある程度予想できますが、これは市の職員のことですか。

松原課長      そうですね。県費負担教職員とは別に、市費負担職員がこれにあたります。この皆

さんは出退勤システムの対象ではないので、押印については、これからも必要になります。

安里委員 システムをチェックして、なおかつ印鑑を押さないといけないから手間がかかる。打刻することによって自動的に出勤簿に反映すると。これはある程度クリア出来るんじゃないかということですが、今後の話になりますが、改正前は、執務開始時刻と言っているから、当然職員が出勤したら出勤簿に押印してね、ということだけど、改正後では分けていますよね。出勤時と退勤時と分けている。なかなか難しいとは思いますが、職員によってはあえて1時間遅く来ていいよとか、その代わりに1時間長く仕事してねとか、後々はそういったことも念頭においての改正かなと思ったんですけど、そのあたりはどうですか。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

備瀬副参事 安里委員からのご質問ですが、改正前の「執務開始時刻までに」というのは、あくまでも来た時だけということ想定しています。改正後は「出勤時及び退勤時に」となっていて確におっしゃる様に、「までに」いう言葉を除いていますけれども、そういったことを想定しているのではなくて、改正前は出勤時1回、この押印だけでシステムについては何も述べられてなくて、改正後は押印をなくして、メインはあくまでも打刻ということを出勤時、退勤時というのを、2つ必要ですよ、ということを書いております。そこまで想定をしているのかというご質問に対しては、想定していない、ということになります。

安里委員 しつこく質問しましたが、了解です。

山城教育長 確認ですけれども、現行の出勤簿には、押印された後、県費事務職員が最終的に出張だとか、年休だとか書き込んで処理していますよね。今回、これは、どういう扱いになりますか。出退勤システムでは、出退勤時間しかわからないんですよね。

松原課長 システムの中に出勤時刻と退勤時刻が記録されています。それに合わせて作成中のものがあって、画面上にですね。現在、使っている出勤簿と同じようなフォームという形で、反映されるようになるんですね。これは手入力にはなるんですが、そこに出張とか年休とか休暇とかを選べるようにして、それを何時間といったところを入力する形できちんと管理していくというシステムを、今、作成しています。

山城教育長 前の出勤簿を出せるように別で入力をして、これを出すという形になる訳ですね。何という半分原始的な。ただ将来的には年休処理だとか、出張処理だとか、出退勤処理だというのは、一つのシステムの中で完結できるものを目指して行く訳ですね。

備瀬副参事 それは、新しい校務支援システムのほうで。

山城教育長 今回は、それまでのつなぎという意味合いで、我々は捉えたら良いわけですね。分かりました。ちなみに、今のこの出退勤システムは、後で打刻修正も出来るんですか。

松原課長 出来ます。



山城教育長 出来るんですね。使ったことがないから。やっと、いろんなことが分かってきました。それではこの件について、ほかに、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですね。それでは議案第37号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第37号「那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」は、議決いたします。ありがとうございます。本日の予定は、以上、2つの議案でしたが、何か、それ以外に、報告等ございますか。よろしいですか。

令和5年度第20回教育委員会会議(定例会)は、以上で終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

#### 案件の審議結果

|        |                                    |         |
|--------|------------------------------------|---------|
| 議案第36号 | 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について | 原案どおり可決 |
| 議案第37号 | 那覇市立小学校及び中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について | 原案どおり可決 |